

第百七十号議案

教育職員免許法関係手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年六月一日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

教育職員免許法関係手数料条例の一部を改正する条例

教育職員免許法関係手数料条例（平成十二年東京都条例第七十五号）の一部を次のように改正する。
第一条中「。以下「自治法」という。」を削る。

別表中七の項及び八の項を削り、九の項を七の項とし、十の項を八の項とし、十一の項から十三の項までを削る。

附 則

この条例は、令和四年七月一日から施行する。

（提案理由）

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和四年法律第四十号）の施行による教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）の改正に伴い、教育職員普通免許状の有効期間の更新等に係る手数料を廃止する必要がある。